

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書
(令和7年4月1日現在)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(高松市指定 第3770100554号)

当施設は利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。但し、要介護1・2の方についても特例入所として入所することが可能です。また、要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

〔 目 次 〕

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	9
7. 残置物引取人	10
8. 苦情の受付について	10
9. 緊急時における対応について	11
10. 非常災害対策について	11
11. 虐待の防止について	11
12. 身体的拘束について	12
13. 業務継続計画の策定等	12
14. 衛生管理等	12

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 花園福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 香川県高松市上福岡町2004番地1 |
| (3) 電話番号 | 087-837-0006 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 三 好 英 幸 |
| (5) 設立年月 | 平成7年7月6日 |

2. ご利用施設

(1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・令和2年4月1日指定

高松市第3770100554号

(2) 施設の目的

社会福祉法人花園福祉会が開設する特別養護老人ホーム はなぞの園の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム はなぞの園

(4) 施設の所在地 香川県高松市上福岡町2004番地1

(5) 電話番号 087-837-0006

(6) 施設長（管理者）氏名 岡部 浩司

(7) 当施設の運営方針

1. 施設の従業者は要介護者に対し、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び治療上の世話等の適切なサービスの提供を行う。
2. 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。
3. 施設の運営に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視するとともに関係市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供主体との密接な連携に努めるものとする。

(8) 開設年月 平成8年11月1日

(9) 入所定員 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として2人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（ただし、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	14室	従来型個室
2人部屋	30室	多床室
4人部屋	2室	多床室
合 計	46室	
食堂兼機能訓練室 兼多目的ホール	2室	
浴室	2室	機械浴・一般浴
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・

設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者又は利用者並びにご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

居室外に共同トイレが男女別で2か所あります。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	29.1名	22.5名
3. 生活相談員	1.5名	1名
4. 看護職員	5.9名	3名
5. 機能訓練指導員	0.3名	1名
6. 介護支援専門員	1.5名	1名
7. 医師（契約）	0.1名	必要数
8. 栄養士	2名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 14:00～16:00 毎週金曜日 14:00～16:00
2. 精神科医師	第2、第4月曜日 13:00～16:00
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出：7:30～16:30 3名 遅出1：9:30～18:30 3名 遅出2：10:00～19:00 夜勤：16:30～9:30 4名
4. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出：7:30～16:30 1名 日勤1：8:00～17:00 日勤2：8:30～17:30 遅出：9:30～18:30 1名
5. 機能訓練指導員	毎週月曜～土曜日 14:00～16:00

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割、8割又は7割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～8：30 昼食：12：00～12：30

夕食：18：00～18：30

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（地域区分別の単価 7級地 10.14円含む）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

・基本報酬（自己負担1割の場合）

〔従来型個室〕

要介護度	単位	利用料 (介護報酬総額)	介護保険 給付額	ご利用者様 自己負担額
要介護1	589	5,972円	5,374円	598円
要介護2	659	6,682円	6,013円	669円
要介護3	732	7,422円	6,679円	743円
要介護4	802	8,132円	7,318円	814円
要介護5	871	8,831円	7,947円	884円

〔多床室〕

要介護度	単位	利用料 (介護報酬総額)	介護保険 給付額	ご利用者様 自己負担額
要介護1	589	5,972円	5,374円	598円
要介護2	659	6,682円	6,013円	669円
要介護3	732	7,422円	6,679円	743円
要介護4	802	8,132円	7,318円	814円
要介護5	871	8,831円	7,947円	884円

・加算等（自己負担1割の場合）

名 称	単位	利用料 (介護報酬額)	ご利用者様 自己負担額	算定回数等
看護体制加算（Ⅰ）イ	6	60円	6円	1日につき
精神科医師療養指導加算	5	50円	5円	1日につき
夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ	28	283円	29円	1日につき
栄養マネジメント強化加算	11	111円	12円	1日につき
福祉施設外泊時費用	246	2,494円	250円	月6日限度
福祉施設初期加算	30	304円	31円	1日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	223円	23円	1日につき
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の14.0パーセントを加算			1月につき

☆一定以上所得のある方は2割又は3割負担の場合があります。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

・居住費と食費の負担限度額（１日あたり）

（１）介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金 額	備 考
食事の提供に要する費用	1, 4 4 5 円／日	
居住に要する費用	従来型個室 1, 2 3 1 円／日 多床室 9 1 5 円／日	

（２）介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金 額	備 考
食事の提供に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第１段階認定者 3 0 0 円／日 第２段階認定者 3 9 0 円／日 第３段階①認定者 6 5 0 円／日 第３段階②認定者 1, 3 6 0 円／日	
居住に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第１段階認定者 従来型個室 3 8 0 円／日 多床室 なし 第２段階認定者 従来型個室 4 8 0 円／日 多床室 4 3 0 円／日 第３段階認定者 従来型個室 8 8 0 円／日 多床室 4 3 0 円／日	

（２）（１）以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

2か月に1回理容師の出張による理髪サービスをご利用できます。

利用料金：1回あたり1, 5 0 0 円 （直接理容師に支払っていただきます）

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	1日－お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…） 誕生日会	
2月	3日－節分（施設内で豆まきを行います。） 誕生日会	
3月	3日－ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。） 誕生日会	
4月	上旬－花見（施設外の公園で桜を見ます。もしくは、車窓にて桜を見ます。） 誕生日会	
5月	誕生日会	
6月	誕生日会	
7月	七夕祭り－短冊作りを通して、幼い日を思い出し、交流を深める。 誕生日会	
8月	夏祭り 1階駐車場で演芸会、露天で楽しんでもらう。 誕生日会	
9月	敬老の日 誕生日会	
10月	運動会（今里保育所園児との交流） 誕生日会	
11月	文化祭（作品展示） 誕生日会	
12月	クリスマス会 餅つき、誕生日会	

ii) クラブ活動

適宜行っております。（材料代等の実費をいただきます。）

④ 複写物の交付

ご契約者又は代理人は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥ 居室を明け渡さない場合の料金

ご契約者が、契約終了後も利用者の居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

〔従来型個室〕

利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	5,810 円	6,499 円	7,219 円	7,909 円	8,588 円

利用者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合 5,810 円

〔多床室〕

利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	5,810 円	6,499 円	7,219 円	7,909 円	8,588 円

利用者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合 5,810 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払
 イ．下記指定口座への振り込み
 百十四銀行 東支店 普通預金 0 5 3 7 9 5 0
 ウ．金融機関口座からの自動引き落とし

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者及び利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	高松医院
所在地	高松市木太町 1 9 8 6 番地
診療科	整形外科、泌尿器科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	高松大塚歯科医院
所在地	高松市伏石町 4 5 番地 1

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援・要介護 1・2（利用者が平成 27 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合、本号は適用されません。）と判定された場合
 （但し、要介護 1・2 の判定を受けた場合でも特例入所の基準を満たす場合は継続しての入所が可能となります。）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約通知書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 利用者が病院等に入院された場合の対応について *

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです

① 検査入院等、短期入院の場合

1か月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

（３）円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

7. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について

（１）当施設における苦情の受付と苦情処理の概要

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 介護支援専門員 〔氏名〕 木 田 幸 子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを1階事務所前、2階、3階スタッフルーム前に設置しています。

- | | | |
|-----------|-------|---------------------------|
| ① 苦情解決責任者 | 施設長 | 岡 部 浩 司 |
| ② 第三者委員 | 監 事 | 久 保 正 範（連絡先 TEL 822-8305） |
| | 元民生委員 | 吉 田 順 子（連絡先 TEL 833-3813） |

③ 苦情解決の方法

ア. 苦情の受付

苦情は直接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受付ます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

イ. 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

ウ. 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

エ. 香川県運営適正化委員会の紹介

本事業所で解決できない苦情は、香川県社会福祉協議会（TEL 861-1300）に設置された運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。

（２）行政機関その他苦情受付機関

高松市役所介護保険課	所在地 高松市番町1丁目8番15号 電話番号 087-839-2326・FAX 087-839-2337 受付時間 9:00～17:00
香川県国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2丁目3番2号 電話番号 087-822-7431・FAX 087-822-6023 受付時間 9:00～17:00
香川県運営適正化委員会	所在地 高松市番町1丁目10番35号 電話番号 087-861-1300・FAX 087-861-1300 受付時間 9:00～16:00

9. 緊急時における対応について

- (1) 園のサービス提供中、利用者に身体の急変が生じた場合は、園の従業者は、速やかに主治医又は園の協力病院への連絡を行い、応急の医療対応の措置を講ずるものとします。
- (2) 前項の他、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
- (3) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとします。

10. 非常災害対策について

非常災害時の対応 別途に定める「消防計画」「非常災害対策計画」に基づいて、入所者の人命を最優先に対応します。

防災設備 消火設備（スプリンクラー等）、通報設備、避難用すべり台等を完備しております。

非常食の備蓄 非常時の備えとして、入所者2日分の非常食および飲料水を備蓄しております。

防災訓練 夜間および昼間を想定した避難訓練を、年2回実施しております。

11. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 生活相談員 田頭 典子

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

- (2) 虐待防止のための指針の準備をしています。
- (3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護をしている家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを高松市に報告します。

12. 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることについて留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年2回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

「指定介護老人福祉施設」 特別養護老人ホーム はなぞの園

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

印

住 所

氏 名

印

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建

(2) 建物の延べ床面積 4,389.86 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 令和 2年 4月 1日指定 高松市第3770100554号

[介護予防短期入所生活介護] 平成30年10月 1日指定 高松市第3770100554号

[通所介護] 令和 2年 4月 1日指定 高松市第3770100679号

[介護予防通所介護相当サービス] 平成30年 4月 1日指定 高松市第3770100679号

[居宅介護支援事業] 令和 2年 4月 1日指定 高松市第3770100232号

(4) 施設の周辺環境

高松市のほぼ中央に位置し、交通至便、閑静な住宅地に囲まれた生活環境最適の施設です。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員……………利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員……………利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

看護職員……………主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も
行います。

6名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。看護職員が兼務しています。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

2名の介護支援専門員を配置しています。

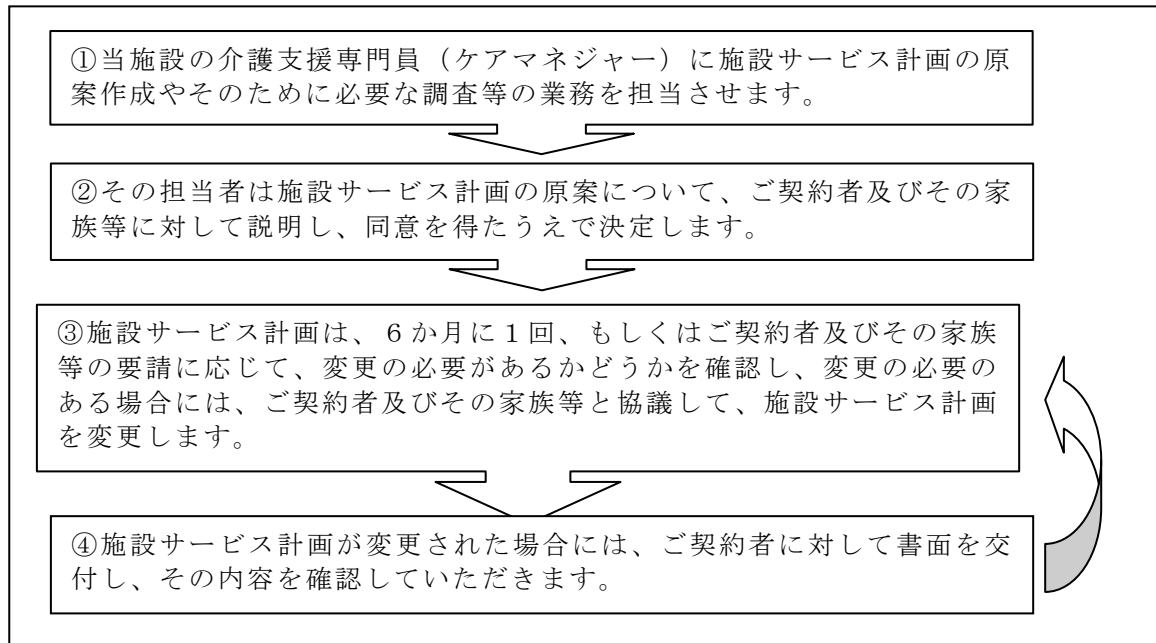
医 師……………利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又は利用者並びにご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類：洗面用具：湯のみセット：テレビ、ラジオ(イヤホン付)等

持ち物には、お名前が分かるように明記してください。

(2) 面会

面会時間 9：00～20：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1か月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき介護保険から給付される費用の一部と居住に係る自己負担額をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、食事に係る自己負担額は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は禁煙となっておりますので、施設内での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者又は利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者又は利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。